

地方自治法第199条第14項の規定により、延岡市長から令和3年8～10月に実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年2月22日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 服 部 俊 明

同 上 杉 泰 洋

文書指摘事項に対する措置状況（令和3年8～10月定期監査実施分）

総務部

総務課

文書指摘	<p>歳入事務</p> <p>窓口で徴収した文書複写料の指定金融機関等への払込み遅れが、令和3年度：1件あった。窓口での収納日から1日遅れており、事務処理の失念が原因と考えられる。</p> <p>令和元年度の定期監査における払込み遅れは4件であったので改善は見られるが、窓口等で徴収した公金は、現金紛失等の事故を防ぐためにも、財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、速やかに指定金融機関等へ払い込むよう努められたい。また、係内でのチェック体制を確立するなど、払込み遅れを発生させない取組についても検討を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和4年1月4日）</p> <p>現在、払込の発生と完了について係長・係員へ報告しているが、払い込むべき事案が発生したことについても報告を行うようにした。</p> <p>今回は、指定金融機関の営業時間を過ぎた時間に窓口での徴収が発生し、翌日速やかに払込みが必要であったものを失念したことが、払込み遅れの要因である。そのため、日を跨いで事務処理が必要となった場合に、担当職員の机の上に「翌日に払込処理が必要である」旨の立て札を帰庁時に設置し、翌日の払込みを失念しないようにした。</p>

商工観光部

観光戦略課

文書指摘	<p>歳入事務</p> <p>歳入調定の起票遅れが、令和3年度：10件あった。5件は土地使用料の調定書で担当者間の連絡不備により起票が遅れたものであり、残りの5件は土地貸付料の調定書で契約締結に時間を要したことにより起票が遅れたものである。いずれも本来4月1日で起票すべきものが約1か月遅れの起票となっていた。今後は財務会計規則、会計事務手順書、財産取扱説明書等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和3年12月10日）</p> <p>財務会計規則、会計事務手順書、財産取扱説明書等に基づき適正な事務処理に努めるとともに、前年度中に担当者及び庶務担当者間で契約等の進捗状況を共有し、起票の遅延が生じないように改善する。また、次年度以降についても、担当者が変更となった場合は、引継ぎを正確に行っていく。</p>

指定管理者の事務に関する事務（かわまち広場、道の駅等施設、須美江家族旅行村）

①「かわまち広場」の基本協定書の仕様書で定めている指定管理料の算定方法が、延岡市の「指定管理者制度運用方針」（以下、運用方針という。）と異なっているため、他の指定管理施設には見られない多額の利益が生じている。

指定管理料は、施設の管理運営を行うために必要な費用であると同時に財政支出を伴うものであり、この原資は公金（税金）である。運用方針では、要約すると、「指定管理料＝指定管理業務の履行に要する経費－年度内に見込める利用料金」と算定方法が示されている。この算定方法の場合、通常収支は均衡し、利益はほとんど出ないが、指定管理者の経営努力により利益が生じた場合は、経営努力に対するものとして、原則指定管理料の精算は行わず、利益の返還も求めないことになっている。

しかし、「かわまち広場」の指定管理料はこの運用方針と異なり、独自に仕様書で「指定管理料＝（年間の維持管理費－鮎やなシーズン中の経費）－（年間の利用料金収入－鮎やなシーズン中の利用料金収入）」と定めている。

平成30年度の収支計算書をみると、鮎やなシーズン中の利用料金収入は約1,200万円で、本来、運用方針の算定方法どおりに行っていれば、この利用料金収入についても、指定管理料算定の際に控除されるものであるが、それが控除されないような特殊な算定方法としているため、鮎やなの営業が行われた平成30年度及び令和元年度は1,000万円近くの利益が生じている。この利益は、指定管理者の経営努力によるものではなく、前述の指定管理料の特殊な算定方法によって生じたものであると言える。

延岡市には多くの指定管理施設があるが、指定管理料を支払っている他の施設は運用方針に沿った指定管理料の算定方法をとっており、年間の収支をみても「かわまち広場」のような多額の利益を上げている施設は他にはなく、他の指定管理施設との公平性が保たれているとはいえない。

令和2年11月改定の運用方針では、新たに「納付金について」という項目が追加され、そこには「指定管理者の得る利益が指定管理業務と経理の状況から客観的に見てあまりに過大であると認められる場合には、必要に応じて利用料金の額の見直しや、市への納付金を含め適切な対応を検討することとする。」と記載されている。

以上のことから、他の指定管理施設との公平性や、指定管理料の適正性を確保するためにも、運用方針に基づき、早急に検討を行い、改善を求める。

②「道の駅等施設」と「須美江家族旅行村」の事業実績報告書において、施設の維持管理業務の実施状況に関する報告がされていなかった。また、「道の駅等施設」から提出のあった事業実績報告書について、起案文書による履行確認のための課長決裁が行われていなかった。

施設の維持管理業務は、利用者の安全や事故防止につながるものであり、当該業務が履行されているかの確認は施設の設置管理者として非常に重要である。

今後は、指定管理業務の履行検査を確実に行うとともに、指定管理者に対し適正な指導を行うよう求める。

措置内容（措置日：令和4年1月24日）

①「かわまち広場」

これまで、本市では、鮎やな期間中である毎年10月1日から12月最初の日曜日までの間（以下、「鮎やなシーズン」という。）は、架設された鮎やなを眺めながら鮎料理を食すということ自体が本市ならではの秋を代表する観光資源として多くの方々に愛されてきたという歴史があったことから、この貴重な観光資源を存続するため、観光協会や飲食事業者、その他の関係者や市が緊密に連携し、鮎やなの架設と鮎料理の提供を行ってきた。

しかしながら、鮎やなの架設費用は、資材や人件費の高騰、消費税増税などによって増加傾向にあり、観光協会が事業実施主体となって架設を行い、不足する費用を市の補助金によって補うという現在の仕組みは、事業の継続性や市の財政負担の観点からも課題を抱えていた。

こうした中、かわまち広場内にかわまち交流館が整備されたことに伴い、鮎やなシーズン中の一定程度の利用料収入が見込まれたことから、指定管理料の算定期間から、この二カ月間を除外したところである。

一方で、この二カ月間の利用料収入の20%を鮎やなの架設費用に充てるという方法を採用しており、このことによって、架設に対する市の財政負担も抑制しつつ、貴重な観光資源を守り続ける仕組みが構築されたものとする。

かわまち広場の指定管理業務は、平成30年度に始まったものであり、それまでの仮設プレハブ時代の運営形態とは大きく異なることから、利用料金の料率の設定、また、年間を通しての経費などについては、詳細な試算が困難であったということを経営者に確認している。

そのため、特に平成30年度については予想できない収支の差が生じたものと思われるが、現在の指定管理料の算定方法及び鮎やなシーズンの利用料収入の一部を架設費用の一部に充てるという考え方は、「安定的な鮎やなの架設と鮎料理の提供」を持続的に守っていくことを第一義的に考えられた方式であるとする。

しかしながら、より良い指定管理制度のあり方の検討は必要なことであり、今後、指定管理業務の第一期間（平成30年度～令和4年度）の状況の検証を行い、架設費用に充てる利用料収入の20%という割合や納付金の考え方も含め、必要な見直しを行うこととする。なお、その結論が出るまでは、当面現行の方法を採用していきたいとする。

②「道の駅等施設」と「須美江家族旅行村」

「道の駅等施設」については、監査からの指摘後、指定管理者に対して令和2年度の施設の維持管理業務における実施状況報告書の提出を求め、既に実績報告書への追加を行ったうえで課長決裁による履行確認を行った。

「須美江家族旅行村」については、監査からの指摘後、指定管理者に対して令和2年度の施設の維持管理業務における実施状況報告書の提出を求め、既に実績報告書への追加を行った。

また、両施設ともに今後の対応について指導を行ったところであるが、年度末に再度の確認を行うこととしている。

新財源確保推進室

文書指摘	<p>ふるさと寄附金の収納に関する事務</p> <p>ふるさと寄附金は市の歳入であるが、その収納事務を事業者に委託している。</p> <p>市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び財務会計規則第54条の規定に基づき、必要書類を作成し会計管理者の合議を経て市長決裁を受けたのち、告示しなければならないが、会計管理者の合議がなく課長決裁となっていた。</p> <p>今後は法令等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和3年10月1日）</p> <p>指摘後即改善を行い、当該事務については会計管理者の合議を経て市長決裁を受け告示している。</p> <p>また、各種契約締結時に必要な事務処理を確実に実施するよう管理表を作成し、進行状況を複数人でチェックできる体制を整えた。</p>

北浦総合支所

地域振興課

文書指摘	<p>光きたうらネット利用料の未収金に関する事務</p> <p>歳入を調定したときは、財務会計規則第37条に基づき納期限前10日までに納入義務者に対し、納入の通知をしなければならないが、通知が遅れたものが令和3年度：5名分あった。今後は規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和3年12月15日）</p> <p>課内において法令等に基づく事務処理を適正に行うよう協議を行った。今後は財務会計規則に基づき納入通知書を送付する際には、適正な納期限を設定するとともに、送付前には担当者と庶務係長で二重チェックを徹底して行い、適正な事務処理に努める。</p>

教育委員会

社会教育課

文書指摘	<p>指定管理者の事務に関する事務（一ヶ岡コミュニティセンター）</p> <p>指定管理者から提出のあった事業実績報告書について、履行確認のための起案文書を作成しておらず、課長決裁が行われていなかった。</p> <p>今後は指定管理者制度運用方針に基づき、適正な事務処理と確実な履行確認に努められたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和3年12月9日）</p> <p>事業実績報告書の起案文書を作成し、課長まで決裁、確認をした。今後も、実績報告書による事業の履行確認を確実にを行うために起案文書の作成を行うよう、本件担当職員を含め全課員に周知・確認した。</p>

選挙管理委員会事務局

文書指摘	<p>物品等の管理事務</p> <p>選挙に係る所管備品について、物品管理規則第5条で定められた備品整理票が貼付されていないものが多数見られた。規則に基づき、早急な改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和4年2月3日）</p> <p>元浦城中学校にて管理している選挙管理委員会備品について備品整理票の貼付け及び整理を行った。</p>